

2006/8/3

第4回化管法に関する懇談会

化管法の見直しに向けての提案



化学物質問題市民研究会

代表 藤原 寿和

化管法の目的等を見直すこと



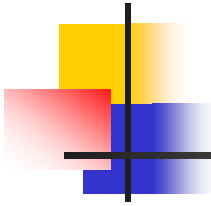
- 目的にリスクの削減を加えること
- 化学物質の全サイクル(製造から廃棄)を通じて環境への排出・移動・消長等(マス・フロー)の把握を行うことを明確にすること
- 国民の「知る権利」「情報等へのアクセス権」「政策決定への参画権」をうたうこと



仕組みを見直すこと

- 地方自治体の積極的な関与・役割分担を明確にすること
 - ・政令市等への届出事務の委譲
 - ・地域における排出量等の管理及びリスク削減のための改善方法等検討するための評価委員会を設置すること

対象物質の見直し

- 
- 人への有害性・生態毒性・オゾン層破壊物質等の他に難分解性・高蓄積性物質も対象に加えること
(例) パーフルオロオクタン酸 (PFOA), パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びこれらの前駆物
 - 医薬品について追加の方向で検討すること
 - 対象物質を随時追加選定するための仕組み (第三者専門機関等による検討等) をつくること

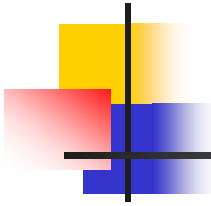
対象事業者の見直し

- 
- 従業員数が21人未満との条件は削除し、年間取扱量でのみ選定条件とすること

これらの事業所に対しては、技術的・経済的支援を検討すること

- 年間取扱量の規模については適宜見直しをすること
- 現在届出対象になっていない業種についても追加の方向で検討すること(例:建設業、医療業等)

届出情報等の見直し

- 
- 届出情報に使用量・貯蔵量・製品への移行量を加えること
 - 水系(流域系)毎の排出量の把握ができるよう排出水の放流先下水道名を届出対象にすること
 - 事業者の届出情報に対する第三者による監査制度の導入
 - 届出情報の積極的な公表を義務づけること
 - MSDSの消費者への積極的な開示を行うこと

化学物質管理指針の見直し

- 管理指針の内容について第三者専門機関による提案制度(国民・消費者からの提案も含む)の導入
- 削減方法とその効果、代替物質の安全性等の第三者機関によるチェックシステムを設けること(国及び地方自治体における評価委員会の設置等)
- 国民・消費者への情報の積極的開示と説明責任の徹底(行政・事業者)